

日本国政府とカタール国政府との間における 戦略対話の設置に関する共同宣言

日本国外務省に代表される日本国政府と、カタール国外務省に代表されるカタール国政府（以下、「両当事者」という。）は、

全ての分野における両者の現在の関係を強化し、並びに両国間及び友好的な両国民間の継続的な協力を奨励するため、両当事者の間における戦略対話のための実務的な手続を作成することを希望して、

次のとおり宣言した。

1. 両当事者は、両国の外務大臣を議長とし、両当事者の関係機関の職員が参加する戦略対話を設置する。

2. 戦略対話は、両国間の協力に係る既存のメカニズムに代わるものではない。戦略対話の目的は、両国間の関係及び主要なプロジェクトにおける協力を計画し及び調整し、特に次に述べることを始めとする様々な分野における両当事者間の協力を促進することである。

i. 両当事者間の政治的な関係を確固たるものにすること。

ii. エネルギー、投資、経済、貿易、運輸、ICT及び環境における協力を強化すること。

iii. 安全保障、教育、文化、保健、人道、スポーツその他両当事者が決定する関心分野において、相互の協力を支援すること。

3. 両当事者の外務大臣は、調整を主導する責任を有する。両当事者は、決定された時に会合を交互に開催する。会合の日程は、外交上の経路を通じた協議の上で決定される。

4. 両当事者は、関連する分野における両国間の協力を促進するため、必要に応じ、局長レベルの特別作業部会を設置することができる。特別作業部会は、外務大臣レベルの戦略対話に先立ち会合を開

くことができる。特別作業部会の会合の概要は、検討のため、戦略対話に提出される。

5. 本共同宣言は、両当事者の決定により修正することができる。

6. 本共同宣言の解釈及び実施に関する相違は、両当事者の交渉及び協議により解決される。

7. 本共同宣言は、両当事者の善意を反映するものであるが、法的拘束力のあるものではなく、国際法上の権利又は義務を両当事者に生じさせることを意図するものではない。

8. 本共同宣言は、署名の日から開始し、一方の当事者が他方の当事者に対し少なくとも6か月前に外交上の経路を通じて本共同宣言を終了する意図を通知しない限り、継続する。本共同宣言の終了は、終了以前に両当事者により実施された既存の任務については、両当事者が書面により別段の決定を行わない限り、当該任務が完了するまで影響を与えない。

2019年1月29日に東京で、日本語、アラビア語及び英語により本書2通に署名した。解釈に相違がある場合には、英語による本書による。

日本国政府のために

カタール国政府のために

